

令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

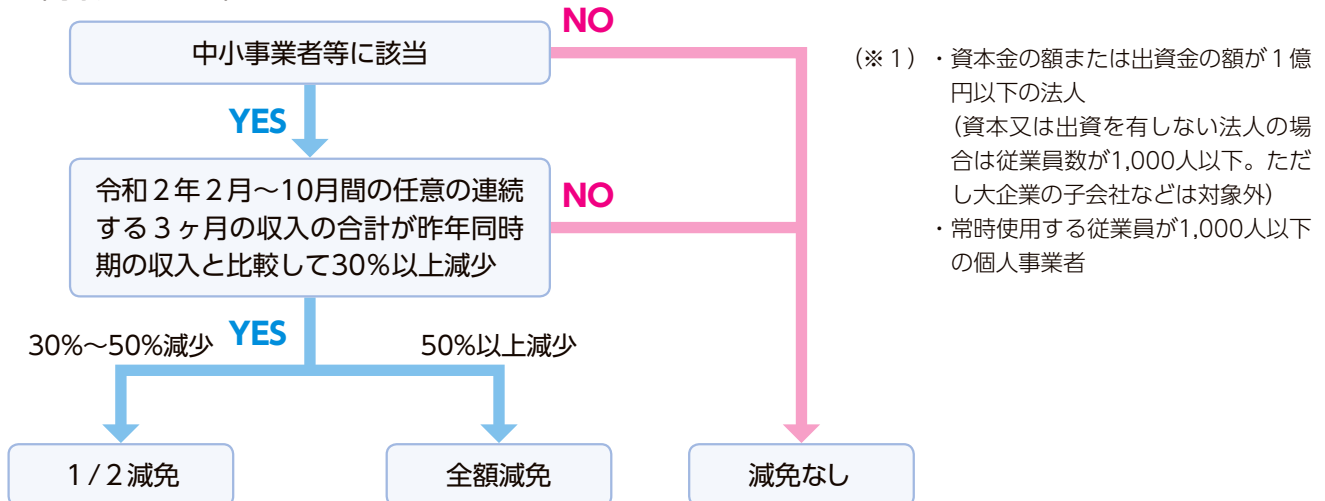
新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等^(※1)の方へ、令和3年度課税分の固定資産税、都市計画税を軽減する特例措置を実施します。

対象となる固定資産

中小事業者等が所有する事業用家屋または償却資産（土地や居住用家屋は対象外）

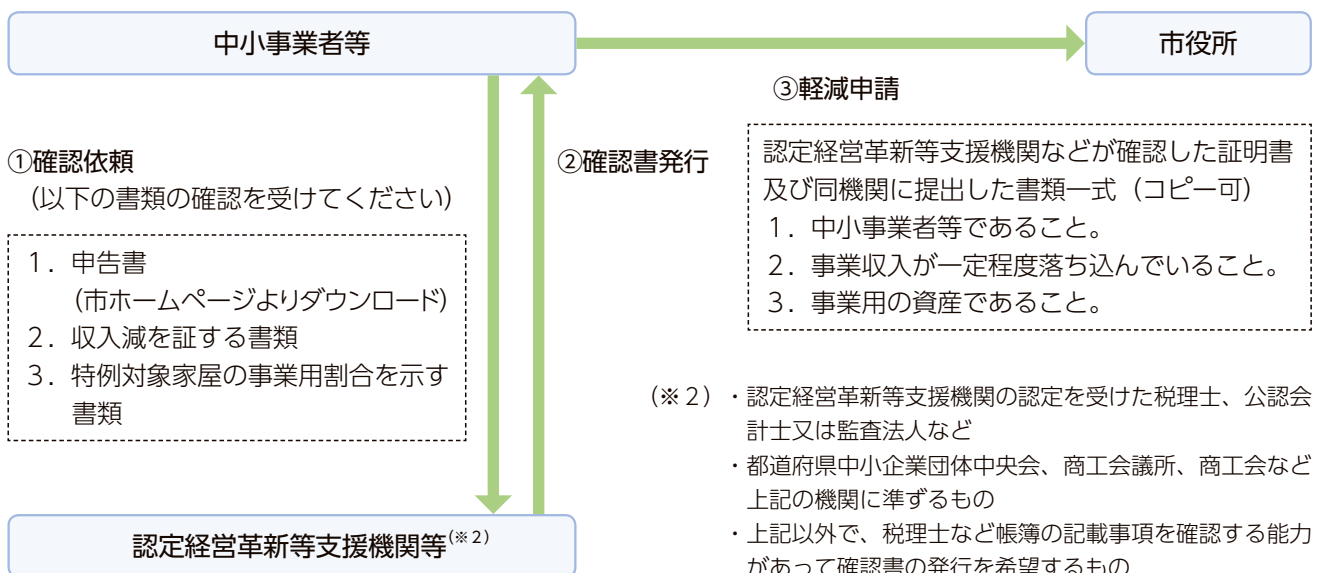
■対象となる者

〈対象選定フロー〉



■申告方法 軽減措置の要件を満たすことについて、認定経営革新等支援機関などに確認を受けたのち、確認印の押された書類を税務課資産税係に提出してください。

※詳細については市または中小企業庁ホームページをご確認ください。



■申告受付期間 (コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送でのご提出にご協力ください)

令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)

(土、日、祝日は窓口での受け付けは行いません。)

問 税務課 (内線156)